

債権譲渡の問題点について

日本司法書士会連合会
常任理事 谷崎 哲也

資料1

平成15年に個人再生を申し立て完済している事案
直接依頼者個人宛に送付される。

<時系列>

- 1 平成30年3月16日に「債権譲渡のご通知およびご入金方法変更のお知らせ」が送付される。
- 2 驚いた依頼者から連絡がある。
- 3 その後「ご確認」のお願いが送付される（日付なし）
- 4 免責債権を請求できる根拠を尋ねたが回答なし

資料2

平成16年に時効援用通知を送付した事案
受託した法律家代理人宛に送付される。

<時系列>

- 1 平成30年2月19日に「債権譲渡のご通知およびご入金方法変更のお知らせ」が送付される。
- 2 平成30年2月26日に「FAX 送付書」により、平成16年10月27日付内容証明郵便にて時効援用し、譲渡人に平成16年10月29日に届いている旨、その証拠として「書留・配達記録郵便物受領書（お客様控）」「郵便配達証明書」「内容証明郵便」を送付した。
- 3 その後「ご確認のお願い」が送付される（日付なし）
- 4 再度「FAX 送付書」により、平成30年2月26日付で連絡した旨を送付するも何らの回答もなし

問題点

貸金業者・法的に解決した事案も債権譲渡しているのではないか？

- ・法的手続により終了している債権を処理していないのではないか？
- ・貸付金の管理がずさんではないか
- ・本来、債権譲渡の対象とならない債権を譲渡しているのであれば個人情報の漏洩にならないか？

債権回収業者・有効に存在する債権かどうか確認せずに債権を譲り受けていないか？

- ・法的に解決した事案と認識したうえで請求していないか？
- ・請求する際に有効な債権かどうか確認するなど管理がずさんではないか？
- ・法的手続が終了している旨の回答を得たにも関わらず再度請求しているのは意図的又は請求、管理がずさんなのではないか？（あえて日付を入れているのでは？）
- ・相手方からの回答後に無回答なのは債権回収業者として不適切ではないか？

平成 30 年 3 月 16 日

様

(お問合せ番号：)

譲渡人：

譲受人：

債権譲渡のご通知及びご入金方法変更のお知らせ

冠省

譲渡人は、平成 29 年 11 月 10 日付貸付債権譲渡契約に基づき、貴殿（貴社）に対して有する別紙 1 記載の債権（以下「本件譲渡債権」という。）を、同月 21 日付で、これに付帯する一切の権利と共に、譲受人に譲渡致しましたので、貴殿（貴社）に対して、ご通知致します。

今後の本件譲渡債権に関するご質問などは、譲受人にて承りますので、その旨ご承知おき願いますと共に、本通知書到着後の本件譲渡債権についての支払いは、譲受人の後記口座に直接お支払い下さいますようお願い申し上げます。

譲受人は、平成 29 年 11 月 10 日付貸付債権譲渡契約に基づき、同月 21 日付で、譲渡人から貴殿（貴社）に対する本件譲渡債権を譲り受けましたので、貸金業法 24 条 2 項が準用する同法 17 条 1 項及び 2 項に基づき、本通知書及び別紙により貴殿（貴社）に対して、ご通知致します。

なお、本件譲渡債権の記載内容については、譲渡人が所有するデータに基づき作成しておりますが、譲り受けた債権の額につきましては、訴訟和解、任意和解、及び民事再生手続などに基づいた債権残高ではない旨を付言致します。

以上の通り、平成 29 年 11 月 10 日付貸付債権譲渡契約に基づき、譲受人は本件譲渡債権について正当な権利を有しておりますので、今後の本件譲渡債権に関するお支払いにつきましては、下記口座へお振り込みにより行って頂きたいと、ご案内申し上げます。

【返済口座】

銀行支店：

種類番号：

口座名義：

(お問合せ番号：)

【別紙1】

【本件譲渡債権の内容】

債権譲受人の商号	別紙契約書参照願います
債権譲受人の住所	別紙契約書参照願います
貸付に係る契約を締結した貸金業者の商号	別紙契約書参照願います
貸付に係る契約を締結した貸金業者の住所	別紙契約書参照願います
極度方式基本契約の場合の締結した貸金業者の商号	別紙契約書参照願います
極度方式基本契約の場合の締結した貸金業者の住所	別紙契約書参照願います
貸金業者の登録番号	別紙契約書参照願います
債権の譲受年月日	平成 29 年 11 月 21 日
当該債権の初回貸付日	平成 13 年 11 月 12 日
当該債権の初回貸付額	金 100,000 円
当該債権の最終貸付日	平成 15 年 9 月 1 日
当該債権の最終貸付額	金 12,000 円
譲り受けた債権の額	金 240,283 円 (但し、平成 29 年 11 月 20 日現在の元金部分)
貸付の利率	別紙契約書参照願います
返済の方式	別紙契約書参照願います
返済期間及び返済回数	別紙契約書参照願います
賠償の予定に関する定め	別紙契約書参照願います
契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所	別紙契約書参照願います
貸付に関し貸金業者が受け取る書面	別紙契約書参照願います
債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭	別紙契約書参照願います
利息の計算の方法	別紙契約書参照願います
返済の方法及び返済を受ける場所	別紙契約書参照願います
各回の返済期日及び返済金額	別紙契約書参照願います
期日前の返済の可否及びその内容	別紙契約書参照願います
期限の利益の喪失の定め及びその内容	別紙契約書参照願います
従前の貸付契約に係る内容	別紙契約書参照願います
利息制限法一条に規定する利率を超える場合の扱い	
貸付に係る契約の利率が、旧利息制限法一条一項（利息制限法一条）に規定する利率を超えるときは、債務者は当該利率を超える部分について支払義務を負わない。	

【個人情報の取扱いについて】

譲受人は、法務大臣許可●●●号の債権回収会社として「個人情報の保護に関する法律」及び関連する諸法令を順守し、お客様に関する個人情報の保護に努め、その徹底を図っております。

(お問合せ番号：●●●●●●●●●●)

様

ご確認のお願い

冠省

当社は法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）として、平成 29 年 11 月 10 日付貸金譲渡契約に基づき、同月 21 日付で、貴殿（貴社）に係る下記債権（以下、「本件譲受債権」という。）を譲り受けたことを本書面によりご通知申し上げます。

つきましては、本件譲受債権に関する今後のお問合せは旧債権者である [REDACTED] ではなく、当社がお受けすることとなりますのでご承知おき下さい。

また、本書面は旧債権者より引き継ぎましたデータに基づき作成を致しておりますが、本件譲受債権に係る下記表示内容に誤りがある場合及び、下記「ご確認事項」にお心当たりがある場合には、誠にお手数では御座いますが、当社担当までご連絡願います。

（ご確認事項）

1. 本件譲受債権の内容に間違いはありませんか
2. 既に完済をした事実は御座いませんか
3. 旧債権者と和解をしている事実はありませんか
4. 破産、民事再生等の法的整理手続の申立てをした事実はありませんか
5. 弁護士、司法書士等の代理人に委任をしている事実はありませんか

貴殿（貴社）から特段ご連絡なき場合、当社は、本件譲受債権に係る下記表示内容は正しいものと判断し、下記表示内容に従いまして貴殿（貴社）に対する請求を開始させて頂きますことをご通知致します。

なお、本書面記載の債権額につきましては、訴訟和解、任意和解、及び民事再生手続などに基づいた債権残高ではない旨を付言致します。

草々

【本件譲受債権の表示】

原債権者 : [REDACTED]
債権譲渡人 : [REDACTED]
契約種別 : [REDACTED]
主債務者 : [REDACTED]
契約日 : 平成 13 年 11 月 12 日
譲受債権額 : 金 240,283 円 （但し、平成 29 年 11 月 20 日現在の元金部分）

【個人情報の取扱いについて】

当社は、法務大臣許可 [REDACTED] 号の債権回収会社として「個人情報の保護に関する法律」及び関連する諸法令を順守し、お客様に関する個人情報の保護に努め、その徹底を図っております。（お問合せ番号： [REDACTED]）

約の定めに従って返済いたします。また、契約者は加入資格に該当する限り消費者信用団体生命保険の被保険者になることを承知の上申込みいたします。



本社
支店

支店コード 会員 No SEQ

契約日	[Redacted]		
契約者	住所	[Redacted]	
	氏名	[Redacted]	
告知事項	現在正常に生活しており過去1年以内に連続して2週間以上の入院等をしたことはありません。		
お取引指定口座	銀行・信用金庫・信用組合		
	支店 (普通・当座) 口座番号		
	口座名義	の口座に入金して下さい。	

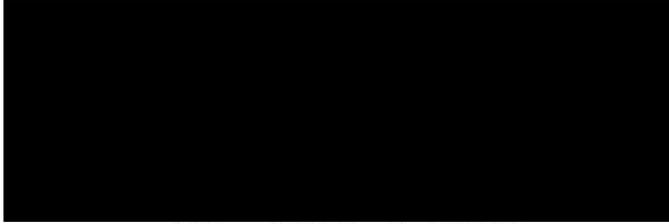
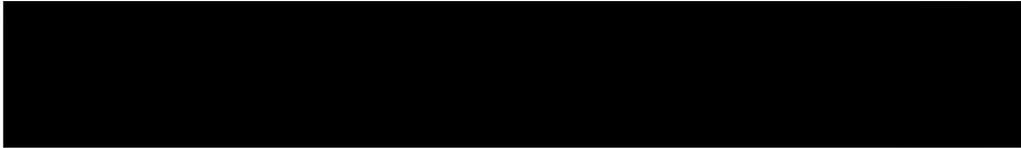
利息	実質年利 29.20%	遅延損害金 29.20%
毎月返済日	毎月 () 日 (返済日が土・日・祝祭日となる場合は翌営業日とします。約定返済日の10日前からの返済を当月返済分とします。) 尚、初回返済日は借入日から8日以降、38日以内の毎月返済日とします。	
借入方法及び契約成立	[Redacted]	
返済の方法	返済方式	下欄に記載した通りの元利定額残高スライドリボルビング方式とし、毎月必ず1回の入金とします。(貸付・返済いづれによっても毎月の返済額がスライドすることがあります。)
	毎月の返済額	毎月返済日の10日前の融資残高が 81,000円以下の場合 3,000円以上、更に融資残高が 27,000円増す範囲 ごとに1,000円を追加返済するものとします。

- 本契約に際し、[Redacted] に提出していただく書類は以下の通りです。
1. 本契約証書1通
 2. 公正証書作成委任状 通
 3. 印鑑証明 通
 4. 領収書兼貸付明細書1通
 5. 健康保険証写し1通
 6. 免許証写し1通
 7. 給与明細書写し1通
 8. 源泉徴収書写し1通
 9. その他 ()

銀行振込みによる返済の場合の領収書の受領方法について
私は貴社からの借入にかかる領収書を以下の方法により受領いたします。
ア 領収書は、(1. 自宅 2. 勤務先 3. その他) に郵送して下さい。
イ 領収書は、貴支店にて直接受領いたしますので、そちらで保管しておいて下さい。但し、銀行振込後、2週間を経過しても受領なき場合は、(1. 自宅 2. 勤務先 3. その他) に郵送して下さい。

領収書 送付先 〒 [Redacted]

平成 30 年 2 月 19 日


(お問合せ番号：)譲渡人： 譲受人： 

債権譲渡のご通知及びご入金方法変更のお知らせ

冠省

譲渡人は、平成 29 年 11 月 10 日付貸付債権譲渡契約に基づき、貴殿（貴社）に対して有する別紙 1 記載の債権（以下「本件譲渡債権」という。）を、同月 21 日付で、これに付帯する一切の権利と共に、譲受人に譲渡致しましたので、貴殿（貴社）に対して、ご通知致します。

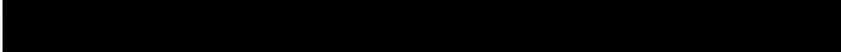
今後の本件譲渡債権に関するご質問などは、譲受人にて承りますので、その旨ご承知おき願いますと共に、本通知書到着後の本件譲渡債権についての支払いは、譲受人の後記口座に直接お支払い下さいますようお願い申し上げます。

譲受人は、平成 29 年 11 月 10 日付貸付債権譲渡契約に基づき、同月 21 日付で、譲渡人から貴殿（貴社）に対する本件譲渡債権を譲り受けましたので、貸金業法 24 条 2 項が準用する同法 17 条 1 項及び 2 項に基づき、本通知書及び別紙により貴殿（貴社）に対して、ご通知致します。

なお、本件譲渡債権の記載内容については、譲渡人が所有するデータに基づき作成しておりますが、譲り受けた債権の額につきましては、訴訟和解、任意和解、及び民事再生手続などに基づいた債権残高ではない旨を付言致します。

以上の通り、平成 29 年 11 月 10 日付貸付債権譲渡契約に基づき、譲受人は本件譲渡債権について正当な権利を有しておりますので、今後の本件譲渡債権に関するお支払いにつきましては、下記口座へお振り込みにより行って頂きたい、ご案内申し上げます。

【返済口座】

銀行支店： 種類番号： 口座名義： (お問合せ番号： )

【別紙1】

【本件譲渡債権の内容】

債権譲受人の商号

債権譲受人の住所

貸付に係る契約を締結した貸金業者の商号

貸付に係る契約を締結した貸金業者の住所

極度方式基本契約の場合の締結した貸金業者の商号

極度方式基本契約の場合の締結した貸金業者の住所

貸金業者の登録番号

債権の譲受年月日

当該債権の初回貸付日

当該債権の初回貸付額

当該債権の最終貸付日

当該債権の最終貸付額

譲り受けた債権の額

別紙契約書参照願います

別紙契約書参照願います

別紙契約書参照願います

別紙契約書参照願います

別紙契約書参照願います

(但し、平成 29 年 11 月 20 日現在の元金部分)

貸付の利率

別紙契約書参照願います

返済の方式

別紙契約書参照願います

返済期間及び返済回数

別紙契約書参照願います

賠償の予定に関する定め

別紙契約書参照願います

契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所

■■■■■

■■■■■

貸付に関し貸金業者が受け取る書面

別紙契約書参照願います

債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭

別紙契約書参照願います

利息の計算の方法

別紙契約書参照願います

返済の方法及び返済を受ける場所

別紙契約書参照願います

各回の返済期日及び返済金額

別紙契約書参照願います

期日前の返済の可否及びその内容

別紙契約書参照願います

期限の利益の喪失の定め及びその内容

別紙契約書参照願います

従前の貸付契約に係る内容

別紙契約書参照願います

利息制限法一条に規定する利率を超える場合の扱い

貸付に係る契約の利率が、旧利息制限法一条一項（利息制限法一条）に規定する利率を超えるときは、債務者は当該利率を超える部分について支払義務を負わない。

【個人情報の取扱いについて】

譲受人は、法務大臣許可■■■■号の債権回収会社として「個人情報の保護に関する法律」及び関連する諸法令を順守し、お客様に関する個人情報の保護に努め、その徹底を図っております。

(お問合せ番号：■■■■■)

水別紙者降

書留・配達記録郵便物受領証(お客様控)

(差出人の住所氏名)		様		
受取人の氏名	引受番号			
様				
様				

ご注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 簡易書留の損害賠償額は、原則として8千円を限度とする実損額です。
 摘要欄：カン(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明)の記号 ナイ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換)ジ(引受時刻証明)、シテ(配達日指定)
 配達状況がわかります。フリーダイヤル 0120-232886
 インターネット <http://www.post.yusel.go.jp>

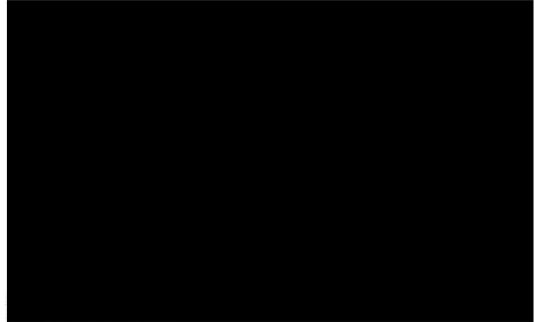
契 18 印

郵便物配達証明書

受取人の氏名	
引受番号	号
<p>上記の郵便物は、XXXXXXXXXX日配達したのでこれを証明します。</p>	
<p>556-8709 大阪府浪速郵便局</p>	<p>付 印 16.10.29 2-18</p>

ユ07370 (16-TAI)

再生紙使用



ご確認のお願い

冠省

当社は法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）として、平成 29 年 11 月 10 日付貸金譲渡契約に基づき、同月 21 日付で、貴殿（貴社）に係る下記債権（以下、「本件譲受債権」という。）を譲り受けたことを本書面によりご通知申し上げます。

つきましては、本件譲受債権に関する今後のお問合せは旧債権者である[Redacted]ではなく、当社がお受けすることとなりますのでご承知おき下さい。

また、本書面は旧債権者より引き継ぎましたデータに基づき作成を致しておりますが、本件譲受債権に係る下記表示内容に誤りがある場合及び、下記「ご確認事項」にお心当たりがある場合には、誠にお手数では御座いますが、当社担当までご連絡願います。

（ご確認事項）

1. 本件譲受債権の内容に間違いはありませんか
2. 既に完済をした事実は御座いませんか
3. 旧債権者と和解をしている事実はありませんか
4. 破産、民事再生等の法的整理手続の申立てをした事実はありませんか
5. 弁護士、司法書士等の代理人に委任をしている事実はありませんか

貴殿（貴社）から特段ご連絡なき場合、当社は、本件譲受債権に係る下記表示内容は正しいものと判断し、下記表示内容に従いまして貴殿（貴社）に対する請求を開始させて頂きますことをご通知致します。

なお、本書面記載の債権額につきましては、訴訟和解、任意和解、及び民事再生手続などに基づいた債権残高ではない旨を付言致します。

草々

【本件譲受債権の表示】

原債権者	:	[Redacted]
債権譲渡人	:	[Redacted]
契約種別	:	[Redacted]
主債務者	:	[Redacted]
契約日	:	[Redacted]
譲受債権額	:	(但し、平成 29 年 11 月 20 日現在の元金部分)

【個人情報の取扱いについて】

当社は、法務大臣許可 110 号の債権回収会社として「個人情報の保護に関する法律」及び関連する諸法令を順守し、お客様に関する個人情報の保護に努め、その徹底を図っております。 (お問合せ番号: [Redacted])

